

【高槻本部】 〒569-0803 大阪府高槻市高槻町 14-13 丸西ビル 4F TEL 072-686-5131 FAX 072-686-5090

【大阪事務所】 〒530-0041 大阪市北区天神橋 2-4-17 千代田第一ビル 7F TEL 06-6654-6805 FAX 06-6654-7020

【京都事務所】 〒600-8095 京都市下京区東洞院通綾小路下ル扇酒屋町 289 番地デ・リードビル 304 号

TEL 075-354-8455 FAX 075-354-8466

E-mail [info@e3-partners.com](mailto:info@e3-partners.com) URL <http://www.e3-partners.com>

今月号のテーマ

- ・ 税制改正 (田中)
- ・ 中小企業のための税制改正大綱解説 (余田)
- ・ 株で損した場合の損失繰越 (鈴木)



税制改正(田中)

昨年の 12 月 22 日に平成 22 年度の税制改正大綱が発表されました。その中で、私が特に注目する改正内容をご案内いたします。

1. 住宅取得資金の贈与税の非課税

自分が住むための住宅を購入するために直系尊属(父母・祖父母など)から現金の贈与を受ける場合、22 年中の贈与については 1,500 万円、23 年中の贈与については 1,000 万円が非課税とされます。(現行は 500 万円)

これに伴い相続時精算課税の上乗せ 1,000 万円控除は廃止されますが、年齢制限の除外については継続されるので贈与者(親)の年齢に関係なく 2,500 万円までは非課税となります。

改正後の状況を要約すると暦年贈与を選択すると祖父母からも贈与を受けることができ最大で 1,610 万円までが非課税、相続時精算課税を選択すると最大で 4,000 万円までが非課税、但し 4,000 万円のうち 2,500 万円は将来の相続財産に加算されます。

2. 業務主宰役員給与の損金不算入

現行では特殊支配同族会社(オーナー社長が 90%以上の株式を保有している会社)において社長に対する役員報酬の一部が損金不算入とされているのですが、22 年 4 月 1 日以降に終了する事業年度からは損金算入が認められます。

企業経営者の方々からは現行の制度に批判の声が多かったため非常に有意義な改正であり、減税の向きが強い改正といえます。

3. 定期金に関する権利の評価

現行では年金受取の保険について最大で 80%の評価減がなされる制度になっていますが、評価方法の見直しが行われ解約返戻金相当額を評価額とする改正が行われます。

一部の保険会社からはこの制度を活用した節税商品が販売されていますが、今後は節税効果を得られなくなると言えます。

ただし、22 年 4 月 1 日以降の改正ですので 3 月 31 日までに契約すれば節税効果を楽しむ商品があります。現在、駆け込み需要で弊社にも数多くのお問い合わせをいただいております。

4. アパート建築時の消費税還付

居住用アパートを建築する際に建築代金にかかる消費税の還付を受ける手法がありましたが、その手法を制限する改正がなされました。

改正の詳細説明は割愛しますが、要約してご説明すると還付を受けることはできるが、将来還付を受けた金額を納税しなければならなくなりました。したがって還付を受ける意味がなくなるということです。

「確定申告ブログ」更新中です。 <http://www.e3-partners.com/kakutei/>

「イースリーパートナーズのみんなのブログ」引越しました。 <http://e3-partners.seesaa.net/>

## 中小企業のための税制改正大綱解説（余田）

民主党の新政権になって、今後どのような税制になるのかは国民としてはとても気になるところです。田中の記事に引き続いて、税制改正大綱の中で特に中小企業にとって関心の高い税制改正について解説します。

### 1. 少額減価償却資産の特例の延長

中小企業等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合には、取得した事業年度において全額（年間 300 万円を限度）損金算入することができる制度がありますが、平成 24 年 3 月 31 日までとなり、2 年間延長されます。

### 2. 交際費の損金算入制度の延長と中小法人に係る損金算入の特例の延長

交際費は原則として費用処理不可とされていますが、中小企業は特例として年間 600 万円までの交際費支出の 90%相当額を費用として認められています。この制度が 2 年間延長されます。

### 3. 中小企業投資促進税制の延長

青色申告書を提出する中小企業等が 160 万円以上の機械装置や年間合計 120 万円以上のパソコン・デジタル複合機等を取得した場合に取得価額の 7%の税額控除または 30%の特別償却を選択できる制度が 2 年間延長されます。

### 4. その他

- ・中小企業等基盤強化税制の延長
- ・研究開発促進税制の延長
- ・中小企業等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の延長 等

最終確定は国会の決定を待たなければなりません。税制改正大綱を読む限りでは中小企業への特例措置は、ほぼ継続された結果となっています。

## 株で損した場合の損失繰越（鈴木）

昨今の不況により、「株で大損した！」という話をよく耳にします。ここでは、株式等を譲渡したことによる損失の繰越について簡単に説明します。

もし「ある株式を売って損がでてしまったが、別の株式では儲けがでている」といった場合は、その株式間でプラスマイナスを相殺することができます。そして、最終的にその収支がマイナスだった場合は、ある一定の要件のもとで、その売却損を最高 3 年間繰り越すことができます。

例えば、平成 21 年に株で 50 万円損したのでそれを繰り越した場合、仮に平成 22 年で 20 万円の儲けがでた時は、通常 2 万円程の税金が課されますが、儲け 20 万円が平成 21 年の損失 50 万円と相殺されるので、税金は課されません。「源泉徴収有り特定口座」なら一度税金が徴収されていると思いますが、それが確定申告で戻ってくることとなります。

ただし、この損失繰越をしたい場合は、毎年確定申告をすることが条件です。また、注意をしなければならないことは、来年（平成 22 年）以降、大きな利益がでそうな場合、逆に確定申告したことによって国民健康保険料や住民税納付額が増えてしまったり、主婦の場合などは配偶者控除からはずれてしまうケースもありえるということです。

ちなみに、平成 21 年分以降から、ある一定の場合、売却損を株式の配当金と相殺できるようになりました。株式の譲渡に関する申告は複雑ですので、是非、イースリーパートナーズまでご相談下さい！

いよいよ確定申告の時期がやってきました。確定申告の必要な方は、期限までに申告し納税する義務があります。

■申告及び納付の期限（振替納税の場合、今年の振替日は、所得税 4 月 22 日、消費税 4 月 27 日です。）

【所得税】3 月 15 日（月）、【消費税】3 月 31 日（水）、【贈与税】3 月 15 日（月）

確定申告が必要な方、確定申告で還付を受けられると聞いた方、ご不明な点がございましたら、お気軽にイースリーパートナーズまでお問い合わせ下さい。